



【今月の雑学】“銀杏”は秋の代名詞ですね。ほろ苦い風味とモッチリした食感が美味しいですよね。私は、炒めてシンプルに塩でいただのが好きです。イチョウは、もともとは「鴨脚」と書いていたそうで、日本の和名イチョウの由来は、かつての中国語の「鴨脚」の発音のアチャオの転訛だという説があります。もうお気づきかもしれません、葉の形が鴨の脚に似ているところからきているそうです！また、日本には珍しい苗字の方がたくさんいらっしゃいますが、「鴨脚（いちょう）さん」もいらっしゃるそうですよ。



こんな時どうする？？

「税務のマメ知識」

Q. 講師に講演料の謝礼を商品券で支払いましたが、課税仕入れになりますか？（消費税）

A. 通常は、商品券を購入した時は非課税取引、その商品券を使用して物を購入した（役務の提供を受けた）時に課税取引となります。ご質問のケースでは、その商品券を役務の提供を受けた対価としての支払いに充てており、商品券を支払手段として使用したことになりますので、課税仕入れとなり、仕入税額控除の対象となります。



Q. 昨年 12 月 31 日に退職した従業員に、翌 1 月に退職手当を支給する場合、いつの年分の退職所得になりますか？（所得税）

A. 従業員の退職所得の収入金額の収入すべき時期は退職の日となりますので、昨年の退職所得となります。（所得税基本通達 36-10）「退職所得の収入金額の収入すべき時期は、その支給の基準となった退職の日によるものとする。」



Q. 64歳以上は雇用保険は免除されると聞きました。

A. その年度の初日(4月1日)時点で満64歳以上の方は、保険料が事業主負担分も従業員負担分も免除になります。免除の対象となる従業員については、4月支給給与から、雇用保険料を天引きする必要はありません。注意したい点は、64歳の誕生日を迎えたときに保険料が免除になるわけではないということです。雇用保険の保険料免除は「年度」単位です。（=4月1日～翌年3月31日まで）

※満64歳を過ぎても、以下の場合は免除されません。

- ・日雇労働被保険者や短期雇用特例被保険者（季節労働者や短期雇用など）
- ・満65歳を過ぎて新しく就職された方（もともと雇用保険は65歳以上は加入できません）



Q. 出向と人材派遣の違いを教えてください。（消費税）

A. 出向者に対する給与は、出向先とその労働者との間の雇用契約に基づくものであり、その支払った対価が給与所得となるため、通常の労働者と同様に課税仕入れには該当しません。一方、人材派遣ですが、派遣された使用者との雇用関係は人材派遣会社との間にしかありません。つまり、人材派遣は、人材派遣会社の派遣先に対するサービスの提供となりますので、人材派遣会社が受け取る人材派遣の対価は課税の対象、支払った事業者の方は課税仕入れとなります。



Q. 取引先が、当社が発行した受取書を紛失してしまい再発行を依頼されました。この場合、再発行の受取書にも印紙は必要なのでしょうか？

A. 金銭の受領が1回であっても、受領事実を証明する目的で作成したものであれば、第17号文書（金銭又は有価証券の受取書）に該当し、再発行の受取書にも印紙税はかかることがあります。



Q. 中退共から支払われる退職金額が会社の退職金規程による支給額を超える場合には、その超えた分を事業主（会社）が受け取ることはできますか？

A. 受け取ることはできません。掛け金が多く、従業員に退職金規程よりも多い退職金が支払われることになったとしても、その超えた金額を会社が受け取る権利は、「従業員本人またはその遺族」に限られているからです。退職金規程を作成する際には、中退共制度に合ったものにしていただく必要があります。また、すでに退職金規程がある場合には、中退共制度に適用できるよう規程を見直していただく必要があります。



～ 整理作業が実施されます！～

休眠会社等に対するみなし解散

平成 26 年度に、全国の法務局により、休眠会社等の整理作業が実施されます。対象法人は、以下のとおりです。

平成 26 年 1 月 17 日（月）時点で、

①最後の登記から 12 年経過している株式会社

②最後の登記から 5 年経過している休眠一般社団法人・一般財団法人

同日付けで法務大臣により、「2ヶ月以内に本店の所在地を管轄する登記所に「まだ事業を廃止していない旨の届出」を提出、又は登記（役員変更登記等）をしないと解散したものとみなされますよ。」という官報公告がなされます。また、当該公告がなされた旨も、発送により通知されます。

2ヶ月の期限 = 平成 27 年 1 月 19 日（月）までです。

もし 2ヶ月の期限内に必要な届出や登記をしなかった場合、**1月 20 日**付けて職権による解散登記がなされてしまいますので、注意が必要です。

ちなみに、12 年以内又は 5 年以内に、登記事項証明書や代表者の届出印の印鑑証明書の交付を受けていたとしても関係がなく、考慮されません。対象法人に該当する会社は、注意が必要です。

また、通知が何らかの理由により届かなかった場合でも、手続きは進められてしまいます。（通知がこなかったからといって、手続きを期限内にしなかった理由にはなりません。ということです。）

さらにそのままにしておくと、みなし解散登記から 3 年後に職権で清算結了登記がなされ、会社が消滅してしまいます。

気が付いたら会社が解散登記されてしまっていた、そういうことがない様に、今一度ご確認ください。



Trick or Treat!

今月のあなたの運勢

10月

A型

素直な心が吉運向上の鍵です。何事も疑いを持って接すると、不本意な結果となりやすいので気をつけましょう！



B型

これまでの経験に想像力を加えると、新たな発見がありそうです。急な予定変更には冷静な対応を心掛けると吉☆



O型

探求心を能力アップに活用すると運気が向上します★ただし、本業と関係のない事に首を突っ込みまいように！

AB型

吉凶入り乱れた運勢です。小事を侮ると後で面倒なことになるため慎重に事を運び無難に過ごすよう心掛けて！



優経税理士法人

（経済産業省認定）経営革新等支援機関

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48 TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp ⌂http://www.uk-g.co.jp



-毎年 10 月頃は最低賃金に注意-

経理 Q&A



Q. 最低賃金の引き上げ時期と給与の締日が異なる場合、いつのタイミングから賃金を上げたらいですか？計算が複雑になりますが…

A. 基本的には、最低賃金が引き上げられたその日から、引き上げる必要があります。

毎年この時期、最低賃金審議会によって最低賃金が見直される可能性があり、確認が必要です。

<具体例>

●給与体系：毎月 20 日締め、月末支払

●最低賃金引き上げ日：10 月 1 日

この場合、9 月 21 日から 9 月 30 日までが**旧最低賃金**、10 月 1 日から 10 月 20 日が**新最低賃金**の適用となります。ご使用の給与システムの仕様上の問題や、給与計算が複雑になり間違いが生じやすい等、どうしても変更できない場合は、

10 月 20 日締めの給与を、全て**新最低賃金**で支給することになります。実務上はこちらの方が一般的といえます。



スタッフブログ

弊所ホームページにて、事務所スタッフによるブログを公開しております。税務にまつわる話や日常のできごとなどを掲載しておりますので、ぜひお気軽にご覧ください。<URL <http://ameblo.jp/yaraichotax/>>

いつでもお気軽に
お問い合わせください。
スタッフ一同、心より
お待ちしております。